

平成30年度 福井市介護予防・日常生活支援総合事業 事業者説明会

平成30年7月12日(木) 10:00～
福井市役所 企業局5階大ホール

- 1 通所型サービスについて (10:00 - 11:30)
 - 通所型サービスの基準・報酬等について<資料1 - 2>
 - 短期集中予防サービスの基準・報酬等について<資料1 - 3>
 - サービスコードについて<資料2 - 2>
- 2 訪問型サービスについて (13:30 - 15:00)
 - 訪問型サービスの人員基準・報酬等について<資料1 - 1>
 - サービスコードについて<資料2 - 1>
 - 訪問型A型サービスの研修に関するアンケートについて
- 3 介護予防ケアマネジメントについて (15:30 - 17:00)
 - 訪問型サービスの基準・報酬等について<資料1 - 1>
 - 通所型サービスの基準・報酬等について<資料1 - 2>
 - 短期集中予防サービスの基準・報酬等について<資料1 - 3>
 - サービスコードについて<資料2 - 1>、<資料2 - 2>
 - 介護予防ケアマネジメントマニュアルの変更点について<資料3>

<その他連絡事項>

- ・日割のサービスコードを今回設定しましたが、利用のケースとしては、月額報酬を使用する場合で、月途中で生活保護の受給を開始・停止になった時や月途中で事業所が変更になった時を想定しています。
- ・事業所指定申請時に必要な項目が減り、事業所指定関係の様式がH30.10.1から変わります。
- ・指定申請様式については、国から参考様式が提示されるのを待って、メールにて連絡の上、ホームページに掲載します。
- ・サービスコード(CSV形式)については、国保連で審査終了後、メールにて連絡の上、ホームページに掲載します。問題がなければ、7月25日(水)ごろになります。
- ・総合事業のうち、訪問型予防給付相当サービス・通所型予防給付相当サービスの自己負担分については、下記のサービスと併用する場合には、医療費控除の対象となり、領収書に控除対象額を記載する必要があります。

介護予防訪問看護、 介護予防訪問リハビリテーション、 介護予防通所リハビリテーション、 介護予防短期入所療養介護、 医療保険の訪問看護
ただし、 の介護予防リハビリテーションと通所型予防給付相当サービスの併用は想定されていません。

質問票はお帰りの際はまたは後日 FAX にてご提出ください。
回答は、後日市の下記ホームページにて掲載します。